

土砂埋立てを行う皆様へ

◇土砂埋立行為を行う者の責務について

2,000平方メートル未満の小規模な土砂埋立行為に対しても、土砂埋立行為を行う者は、土砂の崩落等の発生を防止するため必要な措置を講じる責務があります。(条例第5条)



東広島市 災害現場
撮影平成21年7月25日

2,000㎡未満の残土処分場
が崩壊し、死傷者が出る惨事と
なりました。



◇谷地形の盛土の対応

排水機能をしっかり確保する

○谷地形には、水が集まりやすく、
盛土内に水が溜った場合、
盛土全体が崩壊します。

○水路や暗渠による排水対策を行い、
水が集まりにくく、溜まりにくくしましょう。

盛土の斜面脚部は補強対策が望まれる

○斜面脚部付近は弱点となり崩壊の起点となります。

○ふとん箆や土留擁壁などの補強対策を行うことが望めます。

◆土砂災害を防止するため、次のことを行ってください。

- ① 土砂埋立行為地には連絡先を表示してください。
- ② 切土・盛土は適正な方法で施行してください。
- ③ 排水施設は適切に設置してください。
- ④ 土砂の流出防止施設を設置してください。
- ⑤ 法面には緑化等の保護措置を行ってください。
- ⑥ 谷地形の盛土は、排水機能の確保や斜面脚部の補強対策を行ってください。

◆お問い合わせ先・提出窓口

◎条例全般に関するお問い合わせ先

担当室名	広島県 農林水産局 農林整備部 森林保全課 保安林グループ
------	-------------------------------

○住所 〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁舎 本館3階

○電話番号 (082) 513-3706 (ダイヤルイン)
(082) 228-9915 (直通)

◎届出書・申請書等は、県の各農林水産事務所（農林事業所）又は事務を移譲した市町に提出してください。

○県の機関

事務所名	連絡先	所管区域
西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町10-52 電話 (082) 513-5456	広島市, 大竹市, 安芸高田市, 府中 町, 海田町, 熊野 町, 坂町
西部農林水産事務所 東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 電話 (082) 422-6911	竹原市

○事務を移譲した市町

呉市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 三次市, 庄原市, 東広島市, 廿日市市, 江田島市, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町（埋立許可については、町独自条例による。）、世羅町, 神石高原町